

令和4年第4回

座間市農業委員会定例総会

日時・令和4年4月28日（木）

午後1時36分

場所・座間市役所 6F 全員協議会室

第4回座間市農業委員会定例総会議事録

令和4年4月28日、第4回座間市農業委員会定例総会を座間市役所全員協議会室へ招集した。

会議に出席した委員

- | | |
|----------|----------|
| 1 加藤 博之 | 7 大木 秀春 |
| 2 吉川 充 | 8 小野 たづ子 |
| 3 曾根 覚 | 9 井上 俊春 |
| 4 鈴木 寛幸 | 10 小泉 聡 |
| 5 小林 多賀雄 | 11 草薙 初夫 |
| 6 飯島 英勝 | 12 大矢 義孝 |

会議を欠席した委員

会議に遅刻した委員

会議を早退した委員

会議に出席した農地利用最適化推進委員

大木 秀夫、澤田 富美雄、若菜 成之

書記は次のとおり

- | | | |
|---|------|-------|
| 1 | 事務局長 | 山本浩由 |
| 2 | 次長 | 曾根和士 |
| 3 | 庶務係長 | 曾根裕次 |
| 4 | 主事 | 増島亨 |
| 5 | 主事補 | 束田佑太郎 |

議事日程

- 1 議事録署名委員の指名について
- 2 諸報告について
- 3 報告第7号 農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について
- 4 議案第22号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 5 議案第23号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 6 議案第24号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 7 議案第25号 農用地利用集積計画について
- 8 議案第26号 令和5年度県農林業施策並びに予算に関する要望について

その他

午後 1 時36分開会

議 長

ただいまの出席委員は12人で、定足数に達しております。

これより令和4年第4回座間市農業委員会定例総会を開催いたします。

それでは、本日の議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布されたとおり定めましたので、ご了承願います。

日程第1、議事録署名委員の指名について。

座間市農業委員会会議規則第18条の規定により、4番鈴木寛幸委員、10番小泉聡委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2、諸報告について。事務局より報告を求めます。

事 務 局

それでは、日程第2、報告をさせていただきます。資料をご覧いただきたいと思います。

まずは、1の会務報告です。今回は、令和4年3月29日（火）から令和4年4月27日（水）までの概要でございます。

先月、3月29日（火）、この場所におきまして、令和4年第3回定例総会を開催いたしました。定例総会では、農地法第4条、1件、2筆の農地転用届出、農地法第5条、5件、5筆の市街化区域の農地転用届出について、専決処分の報告をさせていただきました。

続きまして、議案といたしましては、新規就農申請について、2件、農用地利用集積計画について、借人がお二人、貸人が3人、計3筆、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、3件、3筆、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、2件、9筆、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、3件、7筆の以上11議案につきまして、ご審議、ご承認をいただきましたので、事後それぞれ所要の手続をさせていただきました。

続きまして、4月11日（月）、県央地区農業委員会連合会第1回事務局長会議が厚木市役所で開催され、私が出席をしております。

事務局長会議の終了後、引き続き、県央地区農業委員会職員事務研究会の第1回役員会並びに通常総会が開催され、私と次長、係長が出席いたしました。

また、4月21日（木）、農振部会、農地部会を開催し、本日の議案に対し事前協議を行っております。

続きまして、2の諸証明ですが、この間の発行件数は合計8件でございます。内容

は資料記載のとおりで、座間市農業委員会規程第11条の規定により、処理をさせていただきます。

諸報告は以上でございます。

議長 　　ただいま、事務局より報告がございました。
報告に対して、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 　　本件報告ですので、ご了承願います。
次に、日程第3、報告第7号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について事務局より報告を求めます。

事務局 　　日程第3、報告第7号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について。
農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和4年4月28日、座間市農業委員会事務局長、山本浩由。

それでは、総括表をご覧いただきたいと思います。

法第5条届出でございます。田が1筆、地積が208㎡、畑が2筆、地積が249㎡。合計です。筆数が3筆、地積が457㎡、届出件数が2件でございます。

報告につきましては以上でございます。

議長 　　ただいま、報告がございました。
報告に対して、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 　　本件報告ですので、ご了承願います。
次に、日程第4、議案第22号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 　　日程第4、議案第22号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。
別紙記載の者を、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する農業相続人と認め、同法施行令第40条の7第2項の規定に基づき相続税の納税猶予に関する適格者証明を発行したいので議決を求めます。

令和4年4月28日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料は2ページをご覧ください。

本件は、相続税の納税猶予に関する適格者証明の発行に関する案件でございます。

被相続人は、座間市座間1丁目■■■■■にお住まいの■■■■■さん。相続開始年月日は、令和3年7月5日。職業は、不動産貸付。

相続人は、座間市座間1丁目■■■■■にお住まいの■■■■■さん。生年月日は、■■■■■。職業は、不動産貸付。被相続人との続柄は、子でございます。

特例適用農地ですが、番号1、相模が丘3丁目■■■■■、地目、畑、地積、1,256㎡。番号2、相模が丘3丁目■■■■■、地目、畑、地積、169㎡です。

相続税の納税猶予に関する適格者証明でございますが、これは、相続または遺贈により農地を取得し、引き続き農地を営む場合、一定の要件の下に相続税の全部または一部の納税が猶予されるものでございまして、相続人が納税猶予の特例を受けるための要件に該当しているか審査するものでございます。

案内図につきましては3ページをご覧ください。

相模が丘コミュニティセンター南側にある畑、2筆の合計1,425㎡でございます。

■■■■■さんでございますが、令和3年7月に母の■■■■■さんが亡くなられ、息子の■■■■■さんが当該農地を相続され、農業を継続するため納税猶予を受けたく申請があったものでございます。

営農計画書によりますと、現地は、ミカン、約20本、それから、ジャガイモ、ダイコン等の露地野菜を作付する計画になっております。

■■■■■さんは、母の■■■■■さんが亡くなられる前から農業に従事をしております。

農機具等につきましては、耕耘機、トラクターを所有し、意欲的に農業をされている方でございます。

内容につきましては以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

議長 　　ただいま、議案第22号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

飯島英勝農地部会長より協議概要の報告を求めます。

飯島農地部会長 　　それでは、4月21日に農地部会のメンバーで現地を確認してまいりました。その報告をします。

この3ページの図で、全体的に4分の1程度がいろいろな野菜類等々が作られてお

りまして、あとの4分の3は空地です。ただし、耕耘はしてあって、きれいにされて
いました。それで、畑の部分については、ミカンの木、クリの木、ブルーベリー等々
が植えられておりました。特に問題はないという判断です。

以上です。

議 長 議案第22号の地区担当委員は吉川充委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

吉川委員 先日の農地部会で私も現地確認いたしました。部会長のお話のとおりです。問題な
いと思います。

議 長 農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑
ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第22号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、本案、部会長報告は
「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求め
ます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第22号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第5、議案第23号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について議
題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事 務 局 日程第5、議案第23号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

別紙記載の者を、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する農業相続人と認め、
同法施行令第40条の7第2項の規定に基づき相続税の納税猶予に関する適格者証明を
発行したいので議決を求めます。

令和4年4月28日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料は4ページをご覧ください。

被相続人ですが、座間市座間1丁目■■■■■にお住まいの■■■■■さん。相続開始
年月日が、令和3年7月26日。職業は、農業です。

相続人は、座間市座間1丁目■■■■■にお住まいの■■■■■さん。生年月日は、

■■■■■。職業は、会社役員。被相続人との続柄は、長男でございます。

特例適用農地ですが、番号1、座間1丁目■■■■、地目、宅地、地積、138.15㎡。番号2、座間1丁目■■■■、地目、宅地、地積、111.83㎡。番号3、座間1丁目■■■■、地目、宅地、地積、250.90㎡。番号4、座間1丁目■■■■、地目、田、地積、109㎡。番号5、座間1丁目■■■■、地目、田、地積、873㎡。番号6、座間1丁目■■■■、地目、田、地積、316㎡。番号7、座間2丁目■■■■、地目、田、地積、975㎡。番号8、座間2丁目■■■■、地目、田、地積、7.43㎡。番号9、座間2丁目■■■■、地目、田、地積、1,201㎡。番号10、入谷西五丁目■■■■、地目、田、地積、816㎡の、合計10筆、4,798.31㎡でございます。

案内図につきましては5ページから8ページをご覧ください。

主要地方道相模原茅ヶ崎線西側、相続人である■■■■さんの自宅に隣接する畑、それから、中河原の交差点そばの田、及びその南の相模線沿いの畑、それから、県立座間高校西側の畑の計10筆でございます。

■■■■さんでございますが、令和3年7月に父の■■■■さんが亡くなられ、息子の■■■■さんが当該農地を相続され、農業を継続するため納税猶予を受けたく申請があったものです。

営農計画書によると、露地野菜を作付する計画になっております。

■■■■さんは、父の■■■■さんが亡くなる前から農業に従事されております。

農機具等につきましては、耕耘機、軽トラック等を所有し、農地を管理されている方でございます。

内容につきましては以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

議長 ただいま、議案第23号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

飯島英勝農地部会長より協議概要の報告を求めます。

飯島農地部会長 本件も4月21日に見てまいりました。

この5ページの①番、②番、③番は、説明のとおり自宅の中の畑という感じですが、それ以外の⑩番までは別のところであります。

①番につきましては、ネギ、ジャガイモ、トマト、ナス等が植えられております。

②については、ネギが植えられています。③は、フキ、それから、果物でイチジクの木が植わっていました。特に荒れているというようなところはございません。問題は

ないと判断します。

それから、ページが変わりまして、6ページの④、⑤、⑥、⑦、⑧ですけれども、やはり、これもいろいろな作物が作られておりまして、④番についてはタマネギ、イチゴ、ジャガイモが植えられております。⑤番についても、ジャガイモ、それから、耕作して種がまかれておりますけれども、何があるかなというのが少し分からない。ただ、きちんと作物が作られているという状態でした。それから、⑦番については、コマツナ、ネギ、それから、一部、作物を植えるために今、耕作をしている最中でした。たまたま作業をされておりました。⑧番については、タマネギ、ジャガイモ、キヌサヤ、イチゴ等々が植えられていました。空地等はなく、ほぼ全体がいろいろな野菜類が受け付けられており、特に問題ないと判断します。

以上です。

議 長 議案第23号の地区担当委員は吉川充委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

吉川委員 ただいまの農地部会長の話のとおりで特に問題ないと思います。

議 長 農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。

小泉委員 現場の状況は分かったのですけれども、⑧番と⑨番のこの表とこの図面の位置関係が違いますか。要は、面積、⑨が1,021㎡なのですけれども、図面だと1,021㎡にはとても思えない。逆に7.43㎡だと思います。

事務局 逆です。すみません。訂正をします。関係機関に送付する資料は、訂正して対応したいと思います。

議 長 逆ということなので、少し訂正をお願いします。すみません。図面の番号を⑧と⑨を入れ替えてください。⑧が⑨の場所になります。よろしいですか。

そのほかいかがですか。

飯島農地部会長 今、一つ、⑥番のところを話し損ねてしまったのですが、⑥番のところもジャガイモ、ネギ、キヌサヤ、ナバナ、タマネギと豊富に、完全に作られておりました。

以上です。すみません。

それと、番号の変更は気がつかないまま見てしまっていたので申し訳ございませんでした。

議 長 そのほかよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第23号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第23号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第6、議案第24号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について議題といたします

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第6、議案第24号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和4年4月28日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料は9ページをお開きください。

申請人でございますが、座間1丁目■■■■にお住まいの■■■■さん。引き続き農業経営を行っている期間は、令和元年5月21日から令和4年4月28日。

特例適用農地ですが、番号1、座間2丁目■■■■、地目、田、地積、247㎡。番号2、座間2丁目■■■■、地目、田、地積、262㎡。番号3、座間2丁目■■■■、地目、田、地積、31㎡。番号4、座間2丁目■■■■、地目、田、地積、396㎡。番号5、座間2丁目■■■■、地目、田、地積、390㎡。番号6、座間2丁目■■■■、地目、田、地積、370㎡の、合計6筆、地積が1,696㎡でございます。

こちらは、引き続き農業経営を行っている旨の証明でございます。

こちらの証明は、もうご説明は大丈夫かと思うのですが、農地に係る相続税の納税猶予の特例を受けた場合に3年ごとに税務署に提出する証明となっております。

■■■■さんにつきましては、相続税の納税猶予を受けられました。先ほど適格者証明を発行しましたけれども、今回の即続税の引き続きについては、お父様の相続のときに相続税の納税猶予を受けた分でございます。

場所につきましては、資料の10ページから12ページをご覧ください。

主要地方道藤沢座間厚木線の南側にある畑でございます。番号4から6は生産緑地

でございます。

今回の引き続きの証明で3回目の申請になっておりまして、先ほども申し上げましたとおり農業経営としては、もう以前から■■■さんが中心となって行っております。農機具についても先ほどご案内をしたとおりでございます。

内容につきましては以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

議長 ただいま、議案第24号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

飯島英勝農地部会長より協議概要の報告を求めます。

飯島農地部会長 現地は耕運されていて問題ないです。

議長 議案第24号の地区担当委員は吉川充委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

吉川委員 ただいまの農地部会長のお話のとおりで特に問題ないと思います。

議長 農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑、ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第24号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第24号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第7、議案第25号、農用地利用集積計画について議題といたします。事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第7、議案第25号、農用地利用集積計画について。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、農用地利用集積計画について承認を求めます。

令和4年4月28日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

今回は、農地中間管理事業を利用した貸し借りとなります。農地中間管理事業は、農業振興地域内の農地の貸し借りについて、農地法によらず農業経営基盤強化促進法

に基づき行うもので、農地中間管理機構が貸人、借人の間に入り、担い手へ農地の集積・集約を推進する事業でございます。

農地中間管理機構は全都道府県に設置されておりまして、農地の中間的受皿となっており、神奈川県では、神奈川県知事が公益社団法人神奈川県農業公社を農地中間管理機構に指定しています。

この農地中間管理機構を通じた貸し借りについては、これまで利用集積計画の承認と、それから、市が作成する配分計画が必要となっておりましたが、農地中間管理機構の推進に関する法律が改正されたことにより、貸人、借人の両者が決まっている場合は、配分計画、こちら不要になりまして一括で権利設定が可能となりました。よって、今回の議案では、同じ筆に対して二つの集積計画が提出されたものでございます。

これを踏まえまして、資料13ページをご覧ください。

番号1、貸人の氏名、[]。住所、座間市座間1丁目[]。所在地、座間字清水、[]、地目、畑、地積、872㎡。利用権の種類は使用貸借。

借人の氏名が、公益社団法人神奈川県農業公社。住所は、横浜市中区山下町2番地。始期は令和4年5月1日から、終期が令和8年12月31日までの4年8箇月間。

それから、同じ筆で、貸人が農業公社。

借人の氏名が、[]。住所が、座間市相武台一丁目[]でございます。

もう1か所でございますが、貸人の氏名が、[]。住所が、海老名市下今泉四丁目[]。所在地ですが、入谷西五丁目[]、地目、田、地積、359㎡。2筆目が、入谷西五丁目[]、地目、田、地積、73㎡。もう一つが、入谷西五丁目[]、地目、田、地積、254㎡。利用権の種類は使用貸借。

借人が、農業公社。

始期は令和4年5月1日から、終期が令和8年12月31日の、期間が4年8箇月間です。

この土地の借人の氏名が、[]さん。住所が、海老名市大谷南二丁目[]でございます。

案内図につきましては、14ページと15ページをご覧ください。

まず1筆目のところですが、相模川グラウンド入り口手前の土手下にある畑でございまして、こちらは3月まで座間第1市民農園だった畑でございます。ですので、この貸し借りによって座間第1市民農園は廃止をいたしました。

それから、もう1か所は、桜田住宅南側にある畑の3筆でございます。

農用地利用集積計画は、借手側が農業者として適正かどうかを審査していただくものでございます。

借人についてですが、借人の1人、■■■さんでございますが、令和2年4月1日から認定農業者となり、現在、市内で約6町歩の農業経営をされております。農業経営としては、トラクター、田植機、コンバイン、一通り所有し、夫婦で水稻、露地野菜を作付しております。

海老名市大谷南の■■■さんは、海老名市と座間市で約11町歩を耕作し、意欲的に耕作されている方でございます。

今回の農用地利用集積計画では、貸人が2人、借人が2人、筆数が4筆、面積にして1,558㎡の利用集積計画となりました。

内容につきましては以上となります。ご審議よろしくお願いたします。

すみません。図面の修正をお願いしたいのですけれども、15ページのところなのですが、左から②番、③番、④番と番号が振ってあると思うのですけれども、こちらも修正でございまして、左から③番、④番、②番でございます。大変失礼しました。

議長 ただいま、議案第25号、農用地利用集積計画について、提案理由並びに補足説明がございました。

ただいまの説明を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第25号、農用地利用集積計画について、「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第25号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第8、議案第26号、令和5年度県農林業施策並びに予算に関する要望について議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第8、議案第26号、令和5年度県農林業施策並びに予算に関する要望について。農林水産大臣及び神奈川県知事に対し、令和5年度県農林業施策並びに予算に関する

る要望を別紙のとおり提出したいので、審議願いたく提案します。

令和4年4月28日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

それでは、お配りしました資料の令和5年度県農林業施策並びに予算に関する要望というA4横の資料をご覧ください。

読み上げてまいります。

番号1、基本農政の確立・推進について。

(1) 都市農業の推進。

①都市農業の振興を図るための「都市農業振興基本法」の制定に伴い、「かながわ農業活性化指針」が策定されたことから都市農業の実情を踏まえた施策を講じられたい。

理由。市街化区域の農地は、固定資産税の負担や農業施策が限定的である。指針をもとに都市農業の振興策を示す必要がある。

こちら継続でございます。

(2) 地産地消と食農教育の推進。

①家庭や教育現場において食育の推進を図り、農作物の生産過程が体験できる実習の取組みへの強化・充実を支援すること。

理由。食育や食農教育を通じて食べ物や農業の大切さを理解してもらい、食糧自給率の向上を図ることが重要である。

こちら継続です。

②学校給食への地場産農畜産物の、より一層の利用を図るためには、農業者・農業団体と学校教育関係をはじめとした行政機関との連携は重要であり、食育を取り入れた農畜産物の供給システムの構築を検討すること。

理由ですが、学校給食への地場産農産物の一層の利用について検討を行う場の設置を図り、農畜産物供給システムを作ることは生産者、消費者にとって重要である。

こちら継続でございます。

(3) 食の安全と安心の確保。

①食の安全の確保が強く求められている今日、残留農薬や食品添加物、遺伝子組み換え食品など、あらゆる食品の安全・安心な確保について対策を講じるとともに、国に安全確保のための施策充実を要望すること。

理由ですが、消費者の不安を払拭するため、さまざまな検査体制の強化をはじめ適

正な表示方法の確立など、食品の安全確保を進める必要がある。

こちらにも継続でございます。

続きまして、番号2、農地の保全と有効利用対策について。

(1) 優良農地の確保・保全。

① 農地中間管理機構事業については、都市農業に適合した具体的なモデル実践事例を示すなど、中間管理機構主導のもと、地域の農業委員会の意見等を聴取しながら、現場の実態に合わせた推進方策を確立すること。

理由。本市では、農地の面的な集約に限りがあるため、地域の農業に見合った農地中間管理事業の活用策を構築する必要がある。

こちらは継続です。

(2) 残土及び事業系ゴミ等の不法投棄、違反転用等の防止。

① 残土等の不法投棄や違反転用に対する罰則の強化を国に働きかけること。また、悪質な違反転用事案に対しては、初動対応が最も重要であることから、農業委員会、市、県、警察が協同して現地指導の実施、あるいは工事停止命令が出せるような体制や仕組みを構築すること。

理由。罰則の強化により未然に防ぐことが重要である。また、違反転用等の事案の是正については、初動における工事停止命令の発動や警察官立会いによる現地指導等厳格な対応が必要である。

こちらにも継続でございます。

3、担い手・経営対策について。

(1) 多様な担い手の育成・確保。

① 認定農業者など、意欲的な農業者に一層の支援を図るため、担い手育成支援施策の強化と認定農業者等の組織化や農作業受委託組織の育成を図ること。

理由。認定農業者をはじめとした「人・農地プラン」へ位置づけられた農業者への支援の強化と農作業受委託組織の育成により担い手を確保する必要がある。

こちらにも継続でございます。

② 高齢者や女性農業者、小規模農家、兼業農家等多様な担い手の取組みに対し、省力技術や機械の導入、基盤整備のより一層の推進を図り、支援を強化すること。

理由。農業を続けるためには、機械化、省力化が求められることから、そのための支援が必要である。

こちらにも継続でございます。

(2) 経営改善支援施策の強化。

①農産物直売所の設置は地産地消が一層推進するとともに消費者にとっても魅力のある場所となっている。大型直売所のみならず小規模直売所への補助制度を新設するとともに運営・管理について支援を行うこと。

理由。少量・多品目の農産物の販売ができる直売所の設置は小規模農家等の生産意欲を増幅させ、農地が有効に活用されることとなる。

こちらにも継続です。

②農家の6次産業化を進めるため、小規模農家でも容易に取り組めるよう、地域の実情に合った仕組みづくり、体制づくりの支援等を行うこと。

理由。農業所得低迷は、農業者の耕作意欲の低下に直結する。その打開策として6次産業化は有効な手段であり、小規模農家でも取り組めるよう財政面を含む環境づくりを整える必要がある。

こちら継続ですが、昨年度から一部修正をしております。

番号4、農業委員会活動対策について。

(1) 農業委員会の適正な事務実施のための支援の強化。

①新たな農地政策のもとでの農業委員会の役割に応じた予算が適切に配分されるよう、農業委員会交付金の確保・拡大について国に働きかけること。

理由。農業委員会法の改正等により、農業委員会に期待される役割は増大している。農業委員会の活動を発揮するためには、財政の維持・確保は重要である。

こちらにも継続です。

②法定化された農業委員会サポートシステムの整備・運用について、円滑かつ十分な対応がなされるよう配慮すること。

理由。農地法改正等により、農地情報を公表するため、農業委員会サポートシステムを導入したが、整備・運用にあたってはシステム改修等の支援が必要である。

継続ですが、こちらにも一部修正をしております。

5、鳥獣害対策について。

(1) 鳥獣被害対策。

①県では、アライグマの防除実施計画が策定されているが、カラス、ヒヨドリ、ハクビシン、たぬき等の鳥獣の防除についても財政的な支援と捕獲した鳥獣の処分に対

する支援の強化を講じること。

理由。鳥獣による農作物被害は農業者の営農意欲を喪失させるため、鳥獣被害対策の更なる強化が必要である。

こちらも継続でございます。

要望は以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

議長 　　ただいま、議案第26号、令和5年度県農林業施策並びに予算に関する要望について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農振部会において協議・検討されております。

小林多賀雄農振部会長より協議概要の報告をお願いします。

小林農振部会長 　4月21日に行われました農振部会の内容を説明します。

1ページ、2ページについては、このとおりで問題はないとのことでした。

それから、3ページ目の（2）経営改善支援施策の強化の②の理由を修正しております。「小規模農家でも取り組めるよう財政面を含む環境づくりを整える必要がある。」と修正しております。

次に、4ページ目の（1）農業委員会の適正な事務実施のための支援の強化の①、②の理由を修正しております。①は、「農地利用最適化推進委員の新設など」を削除し、②は、「整備・運用にあたってはシステム改修等の支援が必要である。」と修正しております。

以上です。

議長 　　農振部会長の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 　　質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第26号、令和5年度県農林業施策並びに予算に関する要望について、本案、部会長報告は、「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長 　　挙手全員。よって、議案第26号は原案のとおり承認することに決しました。

以上で、議案審議は全て終了いたしました。

委員の皆様、推進委員の皆様、ここで何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 事務局から何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 それでは、令和4年第4回座間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

午後2時25分閉会

以上の顛末をここに記載し、相違ないことを証するために署名します。

議 長 _____

4 番 _____

10 番 _____